

危険なブロック塀の撤去を支援します

大きな地震等により塀が倒壊すると、人身への被害だけでなく避難や救助活動にも支障をきたす恐れがあります。盛岡市は、地震等による倒壊の被害を防止するため危険なブロック塀等の撤去に対する補助を行います。

事前相談

補助を受けるためには、事前に相談が必要です。相談後、ブロック塀等を市職員が調査し、補助対象に該当するか判断します。**工事契約をする前に必ず相談**してください。

補助の対象となるブロック塀等

避難路※に面し、倒壊の危険性があると判断された、高さ1m以上のもの。

※避難路・・・国道、県道、市道、通学路

～ブロック塀等とは～

れんが造、石造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造の塀

補助対象者

- ①ブロック塀等の所有者であること。
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③土地等の販売を目的として行う撤去工事ではないこと。
- ④同じ敷地で過去にブロック塀等の撤去に関する補助金を受けていないこと。

補助対象工事

補助ブロック塀等の全部を撤去する工事
(基礎を含みます)

※間接ブロックや擁壁の上にあるものは、ブロック塀等の撤去のみが対象です。

※道路内に残存または突出している場合は、すべて撤去する必要があります。

補助金額

補助金額は①～③のうち、最も低い額(千円未満切り捨て)となります。

①補助対象工事の**見積金額**×**2/3**

②延長m×80,000円/m×**2/3**

③補助限度額 **20万円**

!!注意!!

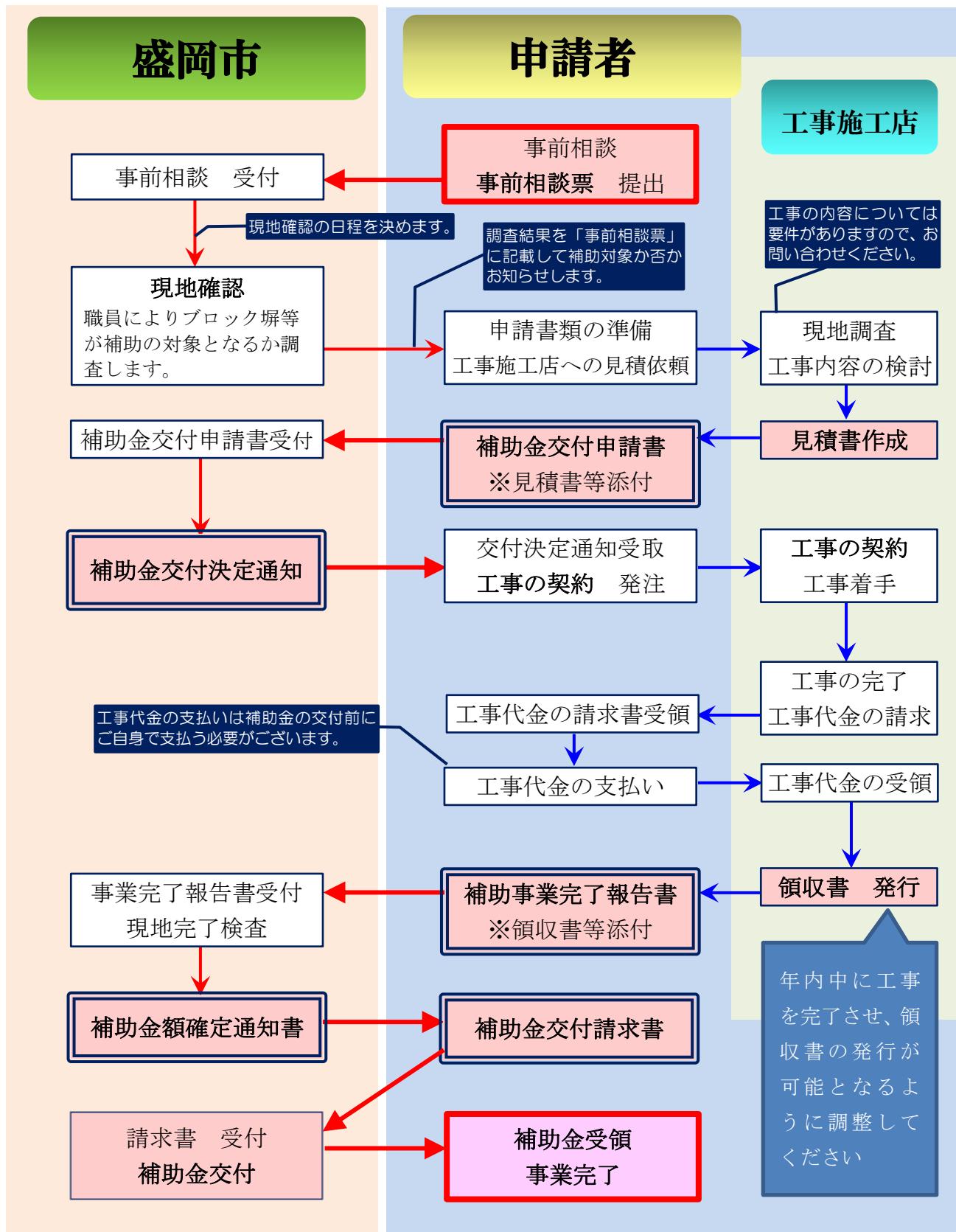
補助金の交付申請を行い、**交付決定を受けてから撤去工事の契約**をしてください。
すでに工事が完了したもの、または交付決定前に工事契約や工事着手したものについては、
補助の対象になりません。

事前相談・問い合わせ

盛岡市 都市整備部 建築指導課 防災係
津志田 14-37-2 都南分庁舎2階
TEL019-601-3387

盛岡市ブロック塀等撤去工事費補助金

手続きの流れ



盛岡市 都市整備部 建築指導課 防災係